

重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

1. 事業の目的

医療法人千寿会が開設する居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 事業所

事業者（法人）の名称	医療法人 千寿会
主たる事務所の所在地	〒891-0141 鹿児島県鹿児島市谷山中央2丁目4119-48
代表者（職名・氏名）	理事長 中井 秀典
設立年月日	平成30年3月2日
電話番号 / FAX	099-813-8780 / 099-813-8783

3. 事業所の概要・運営方針

事業者の名称	谷山ケアプランセンターひなたくらし
サービスの種類	指定居宅介護支援事業所
事務所の所在地	〒891-0141 鹿児島県鹿児島市谷山中央2丁目4119-48 中井ビル2階
管理者の氏名	松村 公大
事業所番号	介護保険事業所指定番号 4670113978
電話番号 / FAX	099-822-6770 / 099-822-6771
開設年月日	令和6年5月1日

(運営方針)

- ① 利用者が可能な限り居宅において、利用者個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特

定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。

(※別紙2 参照)

- ④ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支事業者、介護保険施設等と連携に努めます。

4. 営業時間及び事業実施地域

営業時間	8時30分～17時30分
休日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)
サービス提供時間帯	※電話等により24時間常時連絡が可能な体制
事業の実施地域	鹿児島市(吉田町、喜入町、松元町、桜島町を除く)

5. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	備考
管理者	1人		介護支援専門員兼務
介護支援専門員	1人	0人	
事務員	1人	0人	

令和6年5月1日現在

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から全額給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

7. サービス内容

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療・福祉サービス(以下、「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《居宅サービス計画の作成の流れ》

- ・事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ・居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適性にご利用者またはその家等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- ・介護支援専門員は、ご利用者およびその家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用

者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ・ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者およびその家族に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 少なくとも月に1回は自宅を訪問しご利用者およびその家族等と面談を行い、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う等、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、またはご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

8. サービスの利用料金(※別紙1参照)

① サービス利用料金

居宅介護支援サービスに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

② 交通費(居宅サービス利用契約書第8条第2項参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、実施地域を越えて要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①および②の料金、費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、請求書の到着後7日以内にお支払い下さい。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。この場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) ご利用者からの事前申告事項について

以下の場合、すみやかに事業者にご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合、法定代理受領の取り扱いができずにご利用者が全額立て替え払いの必要が生じて支払までに日時を要したり、または全額自己負担になることがあります。

- ① 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合。
- ② 要介護認定の申請（更新申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更申請）を行った場合。
- ③ 各種の利用者負担減免に関する決定等に変更等が生じた場合。
- ④ 公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合。
- ⑤ 事前に事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合。
- ⑥ 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合。
- ⑦ 居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護を利用する場合。

(4) 公正中立なケアマネジメントの確保について

ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するために、ご利用者やその家族は、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

(5) 医療機関との連携について

- ① ご利用者が医療系サービスの利用を希望される場合等はご利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、その主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ② 訪問時に把握したご利用者の状態について主治の医師や歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ③ 医療機関へ入院された場合は、事業所名・担当介護支援専門員名を医療機関担当者へ申告してください。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、その家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

11. 守秘義務及び個人情報の保護について

- ① 介護支援専門員等の職員は、居宅介護支援を提供する上で知りえたご利用者及びその家族等に関する個人情報を漏らすことの無いよう指導教育を適時行い、適切な個人情報の管理を行います。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- ② 前項にかかわらず、利用者に掛かるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書にて得た上で、ご利用者またはその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

12. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所	管理者：松村 公大	連絡先：099-822-6770
医療法人千寿会	理事長：中井 秀典	連絡先：099-813-8780

相談・苦情については、事業所長および必要に応じて法人理事長が対応します。不在の場合でも対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、理事長に引き継ぎます。

- 介護支援事業者への相談で十分な解決が得られない場合には、行政機関または、その他苦情受付機関に相談することもできます。（最寄りの機関・時間は下記の通りです）

	担当	連絡先
鹿児島市役所	健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課給付係	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間：8時30分～17時15分
鹿児島県社会福祉協議会事務局	長寿社会推進部 福祉サービス 運営適正化委員会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間：9時00分～16時00分
鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）	介護保険課 介護相談室	〒890-006 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 7F TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間：9時00分～17時00分

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、措置を講じるように努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための、措置を講じるように努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者をおきます。

15. 身体拘束最小化について

事故、危険回避等以外に身体拘束を行わないことを原則とします。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族の同意を得るなど必要な手続きを取るものとします。

16. ハラスメント防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、介護支援専門員等の職員、ご利用者及びその家族等、関連する事業所等の方を対象として、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことをする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ② 職員からの相談に応じ、適切な対処をするための体制整備を行い、ハラスメント事案が発生した場合、法人本部へ報告するとともに、即座に対応し、同時事案が発生しないための再発防止策を検討します。ハラスメントと判断された場合、関係機関への連絡・相談、利用契約の解除等の措置を講じます。
- ③ 介護支援専門員等の職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について規

定の周知、啓発を実施します。

17. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援の継続実施及び早期に業務再開するための業務継続計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。

※別紙1 (料金表)

基本料金		金額	
イ 居宅介護支援費	居宅介護支援費 (I) (月1回)	要介護1	¥10,860
		要介護2	¥10,860
		要介護3	¥14,110
		要介護4	¥14,110
		要介護5	¥14,110
各種加算		金額	
□ 初回加算	初回月のみ	¥3,000	
ハ 特定事業所加算	算定なし		
ニ 入院時情報連携加算	入院時情報連携加算 (I) (月1回)	¥2,500	
	入院時情報連携加算 (II) (月1回)	¥2,000	
ホ 退院・退所加算 (入院又は入所期間中 1回を限度に算定)	イ 退院・退所加算 (I)	¥4,500	
	□ 退院・退所加算 (I)	¥6,000	
	イ 退院・退所加算 (II)	¥6,000	
	□ 退院・退所加算 (II)	¥7,500	
	退院・退所加算 (III)	¥9,000	
ヘ 通院時情報連携加算 (月1回)		¥500	
ト 緊急時等居宅カンファレンス加算 (月に2回まで)		¥2,000	
チ ターミナルケアマネジメント加算 (月1回)		¥4,000	
リ 特定事業所医療介護連携加算		算定なし	

令和6年5月1日現在

※別紙 2

事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪 問 介 護	0%
通 所 介 護	0%
地 域 密 着 型 通 所 介 護	0%
福 祉 用 具 貸 与	0%

- ② 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪 問 介 護	%	%	%	%
通 所 介 護	%	%	%	%
地 域 密 着 型 通 所 介 護	%	%	%	%
福 祉 用 具 貸 与	%	%	%	%

判定期間：令和 6 年 5 月～令和 6 年 11 月
谷山ケアプランセンターひなたくらし